

所得税の青色申告の承認取消し通知書

1 作成目的

この通知書は、青色申告の承認の取消しの通知をする場合に作成する。

2 記載要領等

この通知書の各欄は、次により記載する。

- (1) 本文の中の「所得税法 150 条第 1 項第 号」の空欄には、取消しの基因となった事実が所法第 150 条 1 項の各号のうちのいずれに該当するかを記載する。
- (2) 本文の中の「 年分」の空欄には、取消しの基因となった事実があったと認められる年の年分を記載する。
- (3) 「(取消しの基因となった事実)」欄には、取消しの基因となった事実を具体的に記載する。

3 教示文

承認の取消しの通知をする場合には、教示文を送付することに留意する。

「不服申立てについて」の項について、「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。